

森 第 1741 号

令和 3 年 1 月 29 日

残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議

参画府県 各位

残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議事務局
(大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課)

残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議の
情報交換等について (依頼)

日頃から、土砂埋立て等の適正処理の推進につきまして、ご協力をいただきお礼申し上げます。

このたび、新たに静岡県が標記会議にオブザーバーとして参加いただくことになりましたのでお知らせします。

さて、今年度の開催については既に中止のお知らせをしておりましたが、土砂問題対策に係る情報共有については下記のとおり、行うこととしました。

つきましては、ご多忙中のところ恐れ入りますが、別紙 1 をご確認ください、質問等ある場合には別紙 3 により必要事項記入の上、事務局までメールにて令和 3 年 2 月 8 日 (月) までに送付いただくようお願いします。

記

- 1 情報共有する事項
別紙 1 のとおり
- 2 情報共有の進め方
別紙 2 のとおり

(回答の提出先)

担当：大阪府環境農林水産部みどり推進室
森づくり課 保全指導グループ
鎌田、八木
電 話 06-6210-9554 (直通)
メール KamadaA@mbox.pref.osaka.lg.jp
F A X 06-6210-9551

残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議
情報共有する事項

(1)報告事項

①産業廃棄物の不適正保管と土砂等の不適正な埋立てへの対応について(茨城県)

令和2年10月21日、令和2年度定例第2回(秋)の関東地方知事会(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県の10都県で構成)において、茨城県より表題のことについて、国に要望することを発案、決議されたことの報告。

(資料1参照)

②埼玉県秩父市田村地内における無許可堆積土砂崩落(埼玉県)

令和2年7月25日、埼玉県秩父市の山間部に無許可堆積された土砂が崩落し、河川が閉塞して溢水等した事案が発生。行為者に対し、土砂の撤去を求める措置命令を行うも履行されず、応急的措置として排土作業等の行政代執行を行った事例の報告。

(資料2参照)

③産業廃棄物中間処理業者による建設汚泥処理物(いわゆる改良土、再生土)の有価偽装取引及び土砂特定事業場への埋立て事案について(栃木県)

産業廃棄物中間処理業者が、建設汚泥処理物(いわゆる改良土、再生土)を売買の形式を取って他者に引き渡し、土砂特定事業場へ埋め立てた当該第三者に対して、別途、処分費相当の金銭を支払っていたという有価偽装事案の報告。

(資料3参照)

④佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について(佐賀県)

新たに土砂条例の制定をした佐賀県から、その条例の概要、安全基準、構造基準を報告。

(資料4参照)

(2)アンケート調査結果

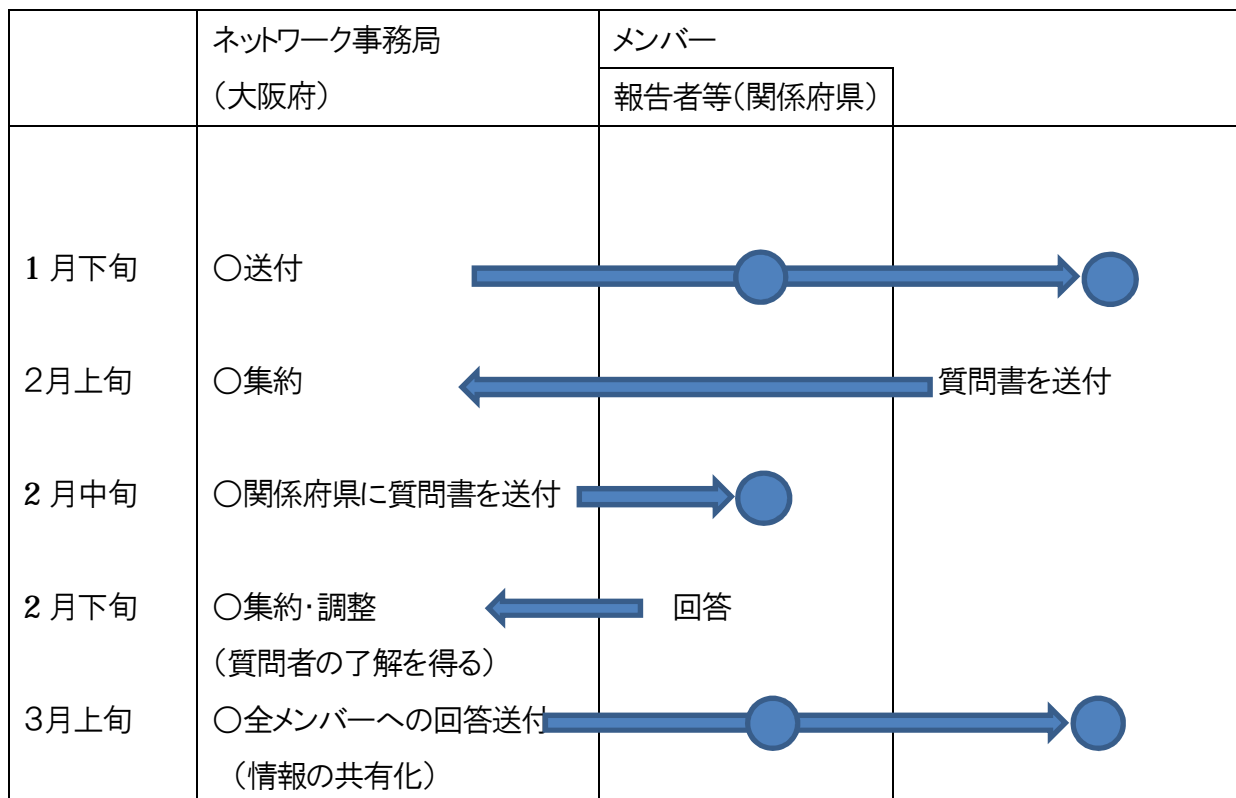
ネットワーク会議のメンバーに質問等、情報交換したい事項を提案いただき、その回答を集約した結果の一覧。

(資料5参照)

残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議
情報共有の進め方

1. 別紙1に掲げる報告事項、アンケート調査結果について、確認いただき、質問、意見がある場合は別紙3の「質問書」に必要事項を記入し、事務局の大阪府まで送付します。(今回)
2. 次に質問書を事務局で集約し、対象となった関係府県に質問書を送付します。
3. 対象となった関係府県からの回答を集約し、質問者の了解を得たのち、全メンバーへ回答を送付し、情報の共有化をはかります。

(今後のスケジュール)



*メールでのやりとりを基本とし、電話で適宜、調整、補足します。